ナス一四〇六二四・一八六メートル、Y＝一四六七三〇・〇〇一メートル)、S―二地点(X＝マイナス一四〇六四六・六〇四メートル、Y＝一四六六〇〇・七四八メートル)、S―三地点(X＝マイナス一四〇六三六・二六五メートル、Y＝一四六四八九・九二四メートル)、S―四地点(X＝マイナス一四〇六〇三・一三四メートル、Y＝一四六三九三・二四三メートル)、三八地点(X＝マイナス一四〇四〇八・七九三メートル、Y＝一四六三七七・八六〇メートル)を順に結ぶ直線によって囲まれる範囲。

備考　地域に関する実測図を沖縄県教育委員会及び宮古島市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。

○文部科学省告示第百四十三号

文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)第百九条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる特別史跡に同表の下欄の地域を追加して指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十八年十月三日

文部科学大臣　松野　博一

上欄 名称	上欄 関係告示	下欄 所在地	下欄 地域
藤原宮跡	昭和二十一年文部省告示第百二十号、昭和二十九年文化財保護委員会告示第三十四号、昭和五十二年文部省告示第二十号、昭和五十五年文部省告示第百七十九号、昭和五十八年文部省告示第三十三号、昭和六十一年文部省告示第十五号、平成元年文部省告示第百十二号、平成五年文部省告示第百五十一号、平成十九年文部科学省告示第百七号、平成二十二年文部科学省告示第百二十六号、平成二十四年文部科学省告示第七号、平成二十五年文部科学省告示第四十三号、平成二十六年文部科学省告示第三十三号、平成二十七年文部科学省告示第四十一号及び平成二十八年文部科学省告示第三十号	奈良県橿原市醍醐町	一六〇番、一六一番、一六二番、一六三番
岩橋千塚古墳群	昭和六年文部省告示第二百七十五号、昭和二十八年文化財保護委員会告示第三十九号、昭和六十三年文部省告示第百二十八号及び平成十二年文部省告示第四十五号	和歌山県和歌山市	国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)による第VI座標系を基準とするHK六一〇地点(X＝マイナス一九六八四八・九〇五メートル、Y＝マイナス七〇一七〇・一六一メートル)、HBK八〇三地点(X＝マイナス一九六八一三・六二〇メートル、Y＝マイナス七〇一六二・六四八メートル)、

五五一四点八メ＝八トイメY一ルナ七Kス六地八六︵八メマ九ルナれルナ五〇七メ＝四ルスルナ七〇四メマトマ六Hス七地三メマメY一H
・地九九︵・ーマールナー＝九︶ス六九七・点八四X・ーイ〇、スる︶ス七四・ーマー、一︶ス四〇・ーイルイ七K七・点・ーイー＝九B
九点〇四X六トイ一、ストマ六K七・地一一︵〇メ＝四トナメY一範を七・地五トイメY九H七・地三トナ︶ナ七四〇九︵三トナトマ六K
七︵九メ＝四ルナメY一ルイ三一三点八一X・ーマニルスー＝九囲順〇八点一ルナー＝六K〇二点五ルスHス八一一一X四ルスルイ七八
一X・ーマ八、スー＝九︶ナ六〇八九︵八三＝一トイ五、一トマ六及に二八︵〇、ストマ七二〇︵〇、一B七・地八四＝五、一︶ナ九〇
メ＝六トイメY一トマ六ス九〇X〇メマ三ルナメY九ルイ四び結七八XメY一ルイ七二四七XメY九K〇〇点八メマメY九H七・地
ーマ八ルナー＝九ルイ三K七・地一メ＝・ーイ八、スー＝六、ナ一Aぶ一メ＝ー＝九︶ナ一地メ＝ー＝九K一九︵・ーイー＝六K七・地
トイ〇、ストマ六︶ナ六K一八点、ーマ七トナメY一トマ四ス〇二直、ーマトマ六、ス一地九ーマトマ六八六X七トマ六K〇四点
ルナメY一ルイ三、ス八一八七︵・トイ九ルナスー＝九ルイ〇K七・地線・トイルイ七H七・点・トイルイ七〇七メ＝二ルナルイ七九一三︵
、スー＝九︶ナ五A七・地八三X一ルナ六、ストマ六三一五点に九ルナ︶ナ九K〇六︵二ルナ︶ナ七一・ーマ七、スナ六五五X
Y一トマ六、ス九一一一点一メ＝六、スメY一トルイ三、ス一地八一︵よ三、ス、ス四二二X三、ス、ス六地八トイメY一、ス〇地八メ＝
＝九ルイ三K七・地八四︵・ーマ一Y一ー＝九ルナ九K七・点七五Xっ二Y一H七・地七一＝七Y一H七・点二ルナー＝九H七・点・ーマ
マ六︶ナ五A一一点九九X四トイメ＝九トマ六、ス二二一七︵六メ＝てメ＝九B〇六点四メマメ＝九B〇九︵五、ストマ六K〇八︵一トイ
イ三、ス九二九二︵六メ＝六ルナーマ六ルイ三K七・地八四X・ーマ囲ーマ六K二八︵・ーイーマ六K二五XメY一ルイ七四一七X三ルナ
ナ六K七・地〇八X・ーマ一、ストイ三︶ナ八一一八点七七＝九トイまトイ八八七九X三トナトイ七八〇五＝ーー＝九︶ナ七二七六＝七、ス